

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

新井市

2 地域再生計画の名称

妙高スローツーリズム拠点づくり地域再生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

約5年

4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 地域再生計画申請地域の特性

新井市は、新潟県の南西部、頸城平野の南部に位置し、長野県に接する中山間地帯と、一級河川関川、矢代川の扇状地からなる平坦地から構成されている。また、平成17年3月には、その豊かな自然環境を全国に発信する「妙高山」の麓に広がる近隣自治体により、新井市への編入合併による新市「妙高市」が誕生する予定であり、当市は、その中心を担っている。

当地域は、豊かな自然環境の下、良質な農林資源に恵まれ、全国でも有数の食料基地を形成しており、その立地条件を活かして稲作を主体とする農業生産を展開してきた。

また、妙高連峰の山々には、国内でも有数の大型スキーリゾート「ARAI・マウンテン&スパ」を始め、妙高山のふもとに古くからの温泉・スキー観光産業が展開してい

る。また、水資源、物流上の利便性等から、松下電器産業(株)・ダイセル化学工業(株)などの大手半導体・化学関連の企業が立地している。

しかしながら、当地域は、全国でも有数の豪雪地域であることから、地域住民が安心して生活できる社会資本の整備が遅れている状況にあり、また、少子高齢化と若年層の流出などにより、農林業を始めとした担い手の高齢化・不足が顕在化するとともに、バブル崩壊後の長引く不況などにより観光産業の地盤沈下が進んでいる。

さらに、安価な労働力等を求める大企業の海外移転などにより、地域産業・雇用を支える企業の立地も低迷を極めているが、上信越自動車道の全通や北陸新幹線の延伸により、東京・長野・直江津～佐渡・大陸をつなぐ交通上の結節点としての重要性を高めている。

このような地域の状況下において、市町村が主体性やそれぞれの個性を発揮し、将来への持続的な発展がかなうよう、知恵をしぼり、自らの進むべき道を選択、決定する自主・自立的な行政運営が求められている。

今後、新市のまちづくりを進めるにあたっては、この地域がもつ特性を尊重し、地域資源を有効に活用した都市との連携・新産業の導入等も視野に入れながら、妙高山麓を一体的にとらえ、少子・高齢社会にあっても、安心して生命を育め、持続的に発展していける地域 ～バイオ・リージョン 妙高～ を地域づくりの目標に掲げ、地域再生を図ることとしている。

(2) 地域再生計画の意義及び目標

①、地域として目指す姿

現在、社会全体は大きな変革期を迎えており、経済や物を中心に効率のみを追求してきた競争社会から、自然環境と調和が取れた、本質的に「人間らしい」多様な生き方が許容される社会が求められている。

妙高山麓に広がる当地域は、かけがえのない自然や生活文化、歴史、産業など、他地域に誇れる地域資源が多く存在している。これらの地域資源を有効に活用し、本物を求め、そして新しい価値を創造していくことにより、「誇りの持てる元気なふるさとづくり」を進めていきたいと考えている。

この地域で、地域再生を進めるにあたっては、自然や人とのつながりを大切にし、安心して生命を育んでいける地域「バイオ・リージョン（生命地域）」の形成を目指し、人や地域の自律性を回復させ、地域内の資源を有効に活用した、自然循環と調和の取れた魅力ある地域社会を形成していくことが、当地域のまちづくりを進める上で、重要課題となっている。

それは、人々の生活のありよう、人と人とのつながり、人と自然界の関係、産業構造などを問い直すこととなる。そして、本質的な人の生き方や社会を見つめ直し、生命や地球の本来の時間軸で再評価していく必要がある。

「豊かさ」の概念は様々であるが、そこに住む人が地域に誇りを持ち、安心した生活を営み、その幸せを家族や地域の人達と実感する。そして、この地の魅力に引かれて来訪する人々の人生をも充実させる。そんな「豊かさ」を感じていける地域を目指し、地域再生を目指した取組みを推進していきたいと考えている。

②、「スロートーリズム拠点づくり」の取組みについて

妙高の雄大な自然・「ふるさと」の伝統に育まれた文化や、本質主義への回帰。それは、イコール生命への回帰とも言える。自然に身を任せ、学び、体験し、触れ合える、ゆったりとした時間の流れを感じる空間。それを「スロートーリズム」と名付ける。

当地域では、妙高山麓の雄大な自然環境と、農村がもつ地域の特色を活かし、「グリーン・ツーリズム」を観光・交流施策の主眼に置き、現在まで積極的に取り組んで

きた。

そのために、農村部において、温泉施設や体験交流施設を設置し、このような施設を拠点とした農村体験プログラムや都市住民との交流を積極的に行ってきた。今後も、この「グリーン・ツーリズム」施策を新市まちづくり計画の柱の一つとし、妙高の雄大な自然景観を活かした交流人口の拡大と、農山村地域の振興に向け、本格的な取り組みを行うこととしているところである。

近年は、都市住民のニーズの多様化により、「旅をする」という気持ちより、「故郷に帰る」という「こころ」で出かけ、「旅人」よりも、ひとときの「村人」になるつもりで過ごしたい時間・空間が求められている。

農村地域の住民がその地域に暮らし、営んできた生活、そして、この地域、この里山であるからこそ存在する「ゆったりとした空間」や「伝統文化・芸術・歴史（アート&カルチャーツーリズム）」まで、地域が持つ宝のすべての「地域資源」を活用し、提供することが、今までのグリーン・ツーリズムをも包括し、かつそれ以上の価値を与えてくれる概念 — 「スロートーリズム」であると考え、農村地域がもつ様々な「資源」や「強み」を、そこに住む地域住民の主体的な取り組みによって「知恵と工夫」を最大限発揮し、地域間競争下でも持続して発展が可能な地域活性化戦略に取り組んでいきたいと考えている。

特に、過疎、高齢化の著しい中山間地域においては、農業や芸術・文化等を通じた体験交流、地域資源の有効活用による国土保全、農産物の加工などの特産品開発と付加価値づくりや、新たなビジネスの創造、さらには、農村部の高齢者の生きがいづくりや女性の活躍の場の提供、ひいてはコミュニティビジネスへの発展・集落の活性化など、多方面で複合的な効果が見込めるものと考えている。

このような理念の元、住民主体の自主・自立的な活動を基本とした「スロートーリズム」の具現化に向けて、少子化等の社会情勢の変化に伴い、農村部で遊休状態にな

っている保育施設「旧みずほ保育園」を活用し、この施設を、地域資源を活用した特産品開発・販売、都市住民との交流の拠点、及びスローライフの実践や、「妙高四季彩物語」の推進による芸術文化活動などの取り組みを行うための拠点「スロートーリズム拠点施設（スロートーリズムステーション）」として転用・整備し、この施設をスロートーリズムの地域拠点施設として位置付けるとともに、NPO 等の市民活動を基本としながらも、地域住民はもちろん、地域のグループ、企業、農村体験交流施設などとも有機的に連携しながら、「スロートーリズム」による地域コミュニティ内及び都市と農村の交流等を切り口にした新たな事業展開を推進することとする。

また、この住民の主体的な取り組みをモデルとして、市内他地域に拡大・発展し、新市「妙高市」全体でスロートーリズム等の施策を基本とした「妙高四季彩物語」構想を実現するとともに、本来の生命の存在意義、本来の人の生活スタイルに戻り、人・自然すべての生命が安心して育むことのできる地域「バイオ・リージョン(生命地域)」を目指していくものである。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

当地域における「スロートーリズム拠点施設（スロートーリズムステーション）」の整備・拠点づくりの実現により、この施設を拠点とした農村地域における都市生活者との交流を促進し、現在の体験交流事業の延べ参加者数 6,500 人から、5 年後には、約 4 倍の 26,000 人を目指す。また、これらの交流により、農村部に住む自らの地域に暮らす誇りと自信を回復させ、都市生活者には癒しや自己実現、精神文化の向上をもたらす。加えて、特産品開発と郷土料理の提供などを通じて、農産物の販路の多様化（インターネット等を通じた都市生活者への直販等）が生産意欲を向上させるとともに、当該拠点施設と、農産物加工施設等と有機的に連携することにより、5 年後の平成 21 年度における南部地域の年間特産品販売額を、現状の約 4 倍の 17,400 千円を

目指すこととしている。これらの振興と販売拡大により、農業経営の安定化が図られ、地域経済への生産波及効果を拡大する。

これらの地域再生計画の実践により、都市と農村の交流の推進等による生産（経済）波及効果が、農業を中心とした関連産業から、スロートゥリズム・アート&カルチャーツーリズム（芸術文化振興）、ひいては集落コミュニティの活性化まであまねく浸透することによって、地域所得の増加を目指し、課税対象者1人当りの所得を5年後には、5%増の3,300千円となることを目標としている。さらに、都市生活者との交流が地域住民の精神的な刺激となり、若年層を中心としたUJIターン促進等による定住人口の安定化や増加を図るとともに、地域全体での、新規産業の創出や雇用の拡大の積極的な推進により、平成22年度における新井市（新井地区）の目標人口を30,000人と想定し、推進するものである。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

① 支援措置番号：10905 / 支援措置名称：社会福祉施設の転用の弾力的な承認

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

- ・他の小学校廃校校舎及び保育園廃園施設の有効活用の検討
- ・「生命地域」を主眼においた都市と農村交流の推進
- ・特産品開発・販売、芸術交流等の発信等による地域資源の有効活用
- ・新たなコミュニティビジネスの創造及び「安心・安全」をキーワードにした地産地消施策の推進
- ・「食」や「農」、「芸術」等を核とした地域コミュニティの活性化
- ・農村部の持つ地理的条件等の不利性を克服するためのITネットワークの有効活用

- ・ 芸術文化、食、農等の提供、スロートーリズムの推進等による妙高四季彩物語構想の具現化
- ・ 地域所得の増加及び交流の促進等による定住人口の増加に向けた施策の推進
- ・ 新規雇用の創出と、過疎化が進行している南部地域の活性化
- ・ NPO やボランティア活動の拡大を目指した支援、住民の主体的な活動による地域づくり

| | |-----------------------------------| | 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 | |-----------------------------------|

特になし

別紙（支援措置番号１０９０５）

新潟県 新井市

1 支援措置の番号及び名称

支援措置番号：１０９０５

支援措置名称：社会福祉施設の転用の弾力的な承認

2 当該支援措置を受けようとする者

【当該支援措置を受けようとする者】

新潟県新井市、なんぶルネサンス振興会 （平成１７年４月までに NPO 化を予定）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

（１）、当該支援措置の内容

当地域は、全国でも有数な豪雪地域であることから、地域住民が安心して生活できる社会資本の整備や生活安定面等において不利な状況にあり、また、少子高齢化と若年層の流出などにより農林水産業を始めとした担い手の高齢化・不足が顕在化するとともに、バブル崩壊後の長引く不況などにより観光産業の地盤沈下が進んでいる。

こうした中、地域活性化策として、自然環境や文化、人材等の地域資源を最大限に活用するとともに、住民主体の自主・自立的な活動を基本とした「スロートーリズム」の具現化に向け、農村部で遊休状態になっている保育施設「旧みずほ保育園」を、社会福祉目的以外に転用し、有効活用する。

この施設は、地域資源を活用した特産品開発・販売、都市住民との交流の拠点、及びスローライフの実践や、「妙高四季彩物語構想」の推進による芸術文化活動などの取り組みを行うための拠点「スロートーリズム拠点施設（スロートーリズムステーション）」として転用・整備する。

この転用・整備の際、地域住民はもちろん、地域のグループ、企業、農村体験交流施設などとも有機的に連携しながら、「スロートーリズム」による地域コミュニティ内及び都市と農村の交流を切り口にした新たな事業展開を推進することとする。

(2)、当該支援措置を行った場合の施設転用後の事業内容

【事業主体】 なんぶルネサンス振興会（平成17年4月までにNPO化を予定）

【事業期間】 平成16年度～約5ヶ年間

【場 所】 旧みずほ保育園（仮称：スロートーリズムステーション「なんぶ・妙高文化館」）

【施設設備】 厨房・加工技術指導室、多目的ホール、妙高四季彩茶屋、サーバルーム、研修・学習室、農山村アート体験室、妙高なんぶスローライフ情報交流室（予定）

【事業内容】

地域資源開発事業

- ・ 農産物加工体験、伝統文化継承等の活動を通じた都市住民と農村住民との交流
- ・ IT ツールを活用した地域資源・特産品開発のための調査・地域特産品データ集積・分析
- ・ 地域住民や企業、グループと連携した「食」を通じたネットワークづくり
- ・ 地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史など地域が有する様々な「資源」を、都市部などに向けてインターネット等で情報発信
- ・ 市場ニーズ調査等から特産品等商品生産・試験販売・販売のシステムづくりとPR（地産フード開発プロジェクトを設置した施策の推進（生産販売体制強化、品質管理、技術向上等））

文化振興事業

- ・ 地域の生活文化を核とした昔に学ぶ自然体験、スローライフの提唱と実践
- ・ 妙高四季彩博物園事業とリンクした芸術文化活動の推進（絵画鑑賞、創作活動、仲間づくり等）

農村 IT 情報化事業

- ・ 南部地域（農村地域）の情報ネットワークの拠点づくり
- ・ IT リーダーの人材育成と、農村部の IT サポート（IT 講習、情報化支援）の拠点
- ・ 農村から発信する IT を活用したホームページ等の制作、運営等（町内会、サークル）

（３）、支援措置にかかる要件適合性について

①、当該施設の処分が行われない場合の不適切な事態が生ずるおそれがある事由について

昭和 57 年 4 月に、みずほ保育園が現園舎に新築移転し、みずほ保育園が認可されてから、地域のへき地保育所として、保育事業を展開してきた。しかし、少子化等の影響による児童数の減少などから、平成 11 年 4 月に、近隣の平丸保育所を当該保育園に統合するなど、南部地域における保育園の統廃合を行ってきたが、児童数の減少が一層深刻化したことなどにより、みずほ保育園を含む 2 園を廃園とし、平成 15 年 11 月には、ひまわり保育園に統合した。

その後、地域において、その他の保育事業や、子育て支援事業等の活用方策の検討を行い、また、地域の高齢者福祉施設や障害者福祉作業所などの社会福祉目的での転用を検討してきたが、地域ニーズや、課題解決のための具体的な利活用策が明確にならず、現在まで、遊休施設の状態となっている。

今後、当該施設の処分が行われない場合、施設の老朽化が進行し、地域のための有効な施設として使用されないばかりか、環境面、防犯面や都市衛生面等におい

て、周辺住民に不適切な事態を及ぼす。

一方、当該保育施設は、地域コミュニティの中心に立地し、住居空間に囲まれ、生活空間として立地条件が良いことから、学校・保育園遊休施設を有効かつ戦略的に活用し、継続した地域発展のための公共財産として、有効活用による地域再生を図っていきたいと考えている。

②、認定申請地域における社会福祉施設の公共的施設への転用の必要性について

今回の地域再生計画の認定申請地域は、農村部かつ中山間地域である「南部地域」といわれる地域であり、ここでは、農村体験交流施設を拠点とした体験プログラムの提供や、農業を中心とした特産品開発等を行ってきた。

今後、このような地域資源を活かした活性化策を拡大・発展するため、市民の自主・自立的な活動を基本とした当該活動を展開していく必要があり、また、この取組みをモデルとして、他地域への拡大・波及効果を視野に入れて考えていることから、地域ニーズに合致した地域活性、再生のために必要な事業として取り組んでいく必要があると考えているところである。

なお、この施設の転用により予定している「スロートーリズム拠点施設（スロートーリズムステーション）」の機能等については、国庫補助事業である「新グリーン・ツーリズム総合推進対策実施要綱」（平成15年4月1日14農振第2599号）及び「やすらぎ空間整備事業実施要領」（平成15年4月1日14農振第2754号）に基づく補助対象となる施設であり、やすらぎ空間整備事業実施要領中の都市農村交流促進施設及び廃校・廃屋改修交流施設の基準に合致するものであると考えている。

③、無償貸与について

当該施設を拠点として主体的に使用する事業主体は、将来的に NPO 法人化を予定し

ており、当該法人が主体となって地域再生を目指した取組を行うこととしている。

この保育園の財産を所有する新井市としては、当該法人に対し、施設にかかる使用料等を不要とし、無償による貸与を行うこととしている。

④、転用目的等を社会福祉目的とすることが困難な事由について

平成 15 年 11 月に、みずほ保育園を含む 2 園が廃園となり、ひまわり保育園に統合した。

その後、地域において、その他の保育事業や、子育て支援事業等の活用方策の検討を行い、また、地域の高齢者福祉施設や障害者福祉作業所など、社会福祉目的での転用を検討してきたが、地域ニーズや、具体的な利活用策が明確にならなかった背景がある。

⑤、転用前、貸与前の施設の利用者の処遇について

現在、当該施設は、遊休施設として活用されていない状況であることから、転用前及び貸与前と比較し、転用後は、「スロートーリズム拠点施設（スロートーリズムステーション）」として、地域活性化のための施策の展開により、一層利用者の処遇が向上することとなる。